

千葉県報

号外
令和8年3月31日

主要目次	
規則	
○ 千葉県報広聴規則の一部を改正する規則	一
○ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則	一
○ 調理師法施行細則の一部を改正する規則	二
○ クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	二

規則

千葉県報広聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十一号

千葉県報広聴規則の一部を改正する規則

千葉県報広聴規則（昭和五十年千葉県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「総合企画部次長」を「総合企画部理事」に改め、「総合企画部地域づくり課長（以下「地域づくり課長」という。）」を削る。

第十一条第二項中、「地域づくり課長」を削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年千葉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第七条第五項」の下に「及び法第八条第四項」を加え、同条第二項中「第五条」を「第五条第一項及び第二項」に改める。

第十五条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

別表第一の一の二中「福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する）」を「法第二条第二項の規定により、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであつて、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十条の六各号に掲げる基準に適合する）」に改め、「をいう」の下に「以下同じ」を加え、同表1の二のイの（二）中「高齢者等」を「高齢者、障害者等」に改める。

別表第一12の一の中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、同表12の一の二中「飲料水」を「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水」に改め、同表12の一の二を同表12の一のホとし、同表12の一のハの次に次のように加える。

ニ 福祉サービスの提供

別表第一12を13とし、6から11までを7から12までとし、5の次に次のように加える。

6 福祉サービスの提供

一 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。

二 福祉サービスの提供は、都道府県知事等（法第三条に規定する「都道府県知事等」をいう。）又は災害発生市町村等（法第十一条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行うものとする。

三 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行う。

イ 災害時要配慮者に関する情報の把握

ロ 災害時要配慮者からの相談対応

ハ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

ニ 災害時要配慮者の避難所への誘導

ホ 福祉避難所の設置（法第二条第二項の規定により設置する場合を除く。）

四 福祉サービスの提供のために支出できる費用は、三のイからニまでに掲げるものにあつては消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、三のホに掲げるものにあつては消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

五 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

別表第二（一）中「第四号」を「第五号」に改め、同表（一）の1のロ中「薬剤師」の下に「、栄養士、管理栄養士」を、「臨床検査技師」の下に「、理学療法士、作業療法士」を加え、「及び歯科衛生士」を、「言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士」に改め、同表（一）の1のチを同表（一）の1のリとし、同表（一）の1のトを同表（一）の1のチとし、同表（一）の1のヘ

を同表(一)の1のととし、同表(一)の1のホ中「土木技術者」を「社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、規則第四条の二に規定する相談支援専門員、土木技術者」に改め、同表(一)の1のホを同表(一)の1のへとし、同表(一)の1のニの次に次のように加える。

ホ 保育士 一人一日 一万三千二百円以内
別表第二(二)中「第四条第五号」を「第四条第六号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同表に次のように加える。

(三) 法第八条第四項の実費弁償は、救助の種類ごとに、別表第一に定めるところにより行うものとする。

別記第11号様式中「第11号様式」を「第11号様式(第十五条第一項)」に、「第8号」を「第8号第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和七年七月一日から適用する。

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十三号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(昭和三十四年千葉県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「県報に公告」を「公表」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、指定試験機関(同条第二項に規定する指定試験機関をいう。以下同じ。)に試験事務(同項に規定する試験事務をいう。以下同じ。)の全部を行わせる場合は、この限りでない。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、指定試験機関が試験事務のうち全部又は一部(受験手続に関する事務に限る。)を行う場合は、指定試験機関の定めるところによる。

第六条第二項中「前項」を「前項本文」に改める。

第七条第一項中「試験に」を「試験(指定試験機関が行う試験を除く。以下同じ。)に」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十四号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和五十六年千葉県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

「本 籍 所」	「住 所」
住 所	住 所
ふりがな	ふりがな
氏 名	氏 名
年 月 日生	年 月 日生
性 別	性 別
個人番号	個人番号

に改める。

別記第六号様式及び第七号様式中 「氏 名」を 「氏 名」に改める。

「氏 名」	「氏 名」
年 月 日生	年 月 日生
性 別	性 別
個人番号	個人番号

別記第八号様式中 「氏 名」を 「氏 名」に改める。

附 則

(施行期日)
1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前に、改正前のクリーニング業法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八